

平成28年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年8月4日(木) 13時30分から14時45分

2. 開催場所 香美市役所 3階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長 19番 原 心一

会長職務代理 3番 公文 久郎 5番 森安 正

委員 1番 三谷 富重 2番 大岸 高晴 4番 三木 克司 6番 水田 義郎
8番 岡田 修一 9番 村田 正博 10番 宗石 和彦 11番 横山 実男
12番 西岡 久 13番 堤 昭雄 14番 西村 広幸 15番 小松 和啓
16番 門脇 節夫 17番 山崎 彰 18番 小松 源一

4. 欠席委員 (1名) 7番 上島 陽子

5. 出席推進委員 9番 岡林 邦彦

6. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 非農地証明願いについて
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第8号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号 使用貸借終了農地返還通知について(報告)
第10号 その他の件

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐々木 寿幸

事務次長 西村 安史

農地主幹 山中 詩麻

農地係長 伊井 英智

8. 会議の概要

開 会 (13時30分)

議 長

ええ、それでは本日の会を進めたいと思いますが、会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。非常に暑い日が続いておりまして、皆さん方も大変ご苦労されておると思います。早稲の稲刈り取りまいました、まっ、どう言いますか、暑さ対策等につきましては皆さん方充分に配慮しながら農作業等にはご配慮いただきたいと思います。今日は後でまた私のほうからですね、農業新聞等の購読についてのお願い等がございますので、ひとつよろしくお願いしたと思います。それでは、本日、平成28年第8回の会を進めたいと思いますのでよろしく願いします。本日の議事録の署名につきましては、9番、村田 正博君、10番、宗石 和彦君にお願いをいたしますので、よろしく願いします。

それでは、議案に沿いまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事 務 局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX

(

(

、申請地は土佐山田町杉田字ナカヤ518番、地目は田、面積は147㎡、譲受人の耕作面積は4,204㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り1,000,000円で総額147,000円です。

2番、譲渡人、、譲受人、
、申請地は香北町菰生野字シミズ668番1、地目は田、面積は1,179㎡、外1筆計2筆で合計1,201㎡、譲受人の耕作面積は83,760.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り270,000円で総額324,270円です。

3番、譲渡人、、譲受人、
、申請地は香北町菰生野字シミズ665番1、地目は田、面積は1,658㎡、譲受人の耕作面積は83,760.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り270,000円で総額447,660円です。

いずれも、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。以上です。

議長 はい、ええ、以上説明が終わりましたので、ただ今より皆様方より質疑をいただきたいと思いますが、何かご質問ごまたはご意見ありますか。

委員(8番) ええと、2番と3番ですけど農地の間にもう一切れあったでしょ。これさんのと違うろうか。

事務局 ええと、違います。

委員(8番) 違います。樫植えて問題はないがですか。

委員(10番) ここはね、ほとんど作ってない。

議長 ただね、樫の木はね、大きくなっても3メートルくらいしか育たないという風な話は聞いています。ただ、それでは碁盤は取れるかなとは思うけど。碁盤目的ではないと、実を取るのが、主本的な仕事。

事務局 化粧水。

委員(10番) 1番と2番の間がね30メートルばあるね。高さが。

事務局 ありますね。

議長 高さが。

事務局 あと、すみません。写真資料の2-2と3-2、それぞれ私の撮り方がまずいんですけど、資料の3-2ですね、写真の、3-2の黄色い線で囲ってる部分が申請地で、その手前になりますけど草ぼうぼうのところとその間の農地になります。で、もう全然耕してないです。

議長 はい、ええと、説明がありましたが、他にご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条許可申請について説明します。
申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請所在地は香北町五百蔵字上平ラ262番1、地目は田、面積は874㎡の内46.05㎡、転用目的は進入路、建築延面積は0㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は4、調査員は門脇委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 はい、ええと、すみません、門脇委員さんに補足をお願いしたいと思います。

委員(16番) 資料の4番で見ていただいて、その矢印のもうひとつ、263番地ですが、そこが住宅になるところで、前回許可をしたところですが、それに入る進入路になりますが、僕もちょっとなんで4条でこのXXXXXXXXXXさんできたのかよくわかりませんが、進入路は進入路です。住宅はXXXXXXXXXXさんではないですが、道路としては周囲に問題はないと思います。

事 務 局 こういう状態でしたら農道扱いになりますけど。

委員(16番) うんうんうん、そうなってくるわね。

議 長 これはあくまで個人の道路。市道にはならない。

事 務 局 そうです。香美市道にはならない。

委員(16番) それと、進入路にもならなあね。進入路いうたら奥にある人の進入路じゃろうけんど。

事 務 局 農道という形です。XXXXXXXXXXさんの私有道、私有する農道。

委員(16番) 許可になった所は、相談はして通らしてもらうようになっちゅうとは思いますが。

事 務 局 多分手前でそういう話でやっていただくという。

委員(16番) そのほうが許可はしよいと思います。

事 務 局 工事等についてはその住宅を建てられる方が例えば費用負担をされるとかいう形での工事になるかと思いますが、特に建築については問題はありません。

と建てても不自由じゃないかという話をしましたが、大丈夫ということで、贈与ということで戴いて小屋を建てるようです。まじめにまだ全然、小屋を建てる準備はしておりません。以上です。

議 長

はい、ええと、すみません、小松委員、2番3番お願いします。

委員(15番)

はい、場所は美良布の警察の駐在所からずっと北の物部川のダムの麓です。通称ホタル橋という橋のかかちゅう手前のところですよ。これも、ええと、ここ自分の入る前から、委員をやる前から、もう4年5年前から、農地パトロールでずっと回ってきたところですよ。それで、まあ、あの、ここは水路のゆ尻になって、水の便利が大変悪いというところで、昔は取れない時もあったという話を聞いております。結局、一番元やったと思いますけど、歳もいっちょうき段々とよう作らなくなって、自分たちがパトロールする時も、土建さんの土捨て場にしたら一番ええくやね言いもって回ったところですよ。まああの周りも、木の見えてる前が物部川のダムになっておりますので、こちらの方へは一応セメントのブロックの塀をして土を置くような予定のようです。まあ、周りの承認もありますので、問題ないと思います。

議 長

はい、ありがとうございます。ええ、実はこの土地については3,000㎡を若干超えています。という事で県知事の許可が要するという事で、ええ、県の農業委員会のほうからですね、現地調査に入ってきます。そういう関係で私も先日、次長とここの土地を視察を、まあ現場を1回見ちょかんと、という風な思いがありまして見せてもらいました。もう耕作放棄になって随分時間が経ちゅうなと、資料6の写真の黄色い丸を囲ってありますが、その奥っかわには木が見えてますが、もうこの木も幹周りが結構、もう30センチ位になっちゃあせんろうか、直径がですね。そんな関係もあってですね、随分前から耕作放棄になちゅうという様なことになって、写真の資料7-1の写真から見ますと②の手前に水田がありますが、その水田までは高さがだいぶあります。2メートルくらい低うなって、まだそれから奥へ奥へとですね、写真の①番のほうへずっと下っていったら、ダム湖の方へ勾配になってます。そういう関係があって周辺の農地等についての影響はまずないと思われそうですが、ただ1つ現場で見た時に7-1の地図の中にのってあります、②に矢印が入ってますよね、その所に排水路がこの上段にある②の下、右下にあるのが農地です、これ、水田になってます、その排水がですね、この排水だけかどうかは知りませんけれど、排水路が道ぶちに①の方の方角に向けてですね、排水路の開渠になった排水路がありますが、②の土地の三角の右の端の三角の剣になった辺りから、草がうっそうと上へ被さってですね、排水路がどういう風になちゅうかわかりませんでした。ただあの工事の関係でどういう風にするかという書類の中では、ここを暗渠にしてですね、なんか管を入れて向こうむけて抜いてですね、あとその上を残土で埋まっていくような形になるような説明書になってますが、ただ、あの、その管理がですね、後々どう風になるかなあという、心配もありますけれど、まあ水があふれたと仮にしても、①番②番③番、図面をこの赤く塗ってある辺りの、②番の水田の高さまで上がってこん限り、水はこっちへひっそり流れていってですね、排水に問題はないと思います。そこまで埋まっていくにはかなり時間もかかるであろうし、それから、草も一回どういう風にするかわかりませんが。それでですね、③の地図から①の方向の横長にずっと道をいれてそれから何か利用するという計画になってますんで、問題はないという風に判断をさせてもらっています。そういう事で補足説明を終わりますが、皆さん方よりご質問またはご意見などがあれば受けたいですが、何かございませんか。

—— 質 疑 ・ 意 見 な し ——

議 長 ええと、格段なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは、議案第3号、農地法第5条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええと、続きまして議案第4号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第4号、非農地証明願いについて説明します。
1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町北滝本字ナガタ155番1、地目は田、面積は534㎡、外4筆計5筆で合計2,899㎡、非農地化した理由は、平成8年頃まで耕作し、平成10年頃から重機及び資材置場として利用してきたが、原野化し現在に至る。現況は雑種地となっている。調査員は岡林推進委員で、資料は8です。
2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字ヲヲニシ657番1、地目は畑、面積は17㎡、外9筆計10筆で合計5,587㎡、非農地化した理由は、30年程前に杉・桧等を植林し、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は9です。
3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字小谷口27番、地目は田、面積は19㎡、外1筆計2筆で合計263㎡、非農地化した理由は、当該地は河川沿いの土地で耕作不便であったため、昭和35年より雑木が生育し、山林となり、現在に至る。調査員は小松和啓委員で、資料は10です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、補足説明を順次お願いをしたいと思います。
1番、岡林推進委員さん。

推進委員 (9番) はい、あのう、非農地証明の理由を参考資料8-1で①の図全体があのう硬い土砂混じりの盛り土をされておりまして、復旧が困難です。また、資料8-2の電柱のあるところ、この下に元の所有者、[REDACTED]さんの時には、あのう、蚕糸施設をちょっと作っちゃったようですが、もう1回も使わんうちにいかんだったいう事です。以上です。

議 長 ええと、2番、森安さん。

委員 (5番) はい、2番、説明しますが、一番上のヲヲニシ675番の1については、切図とか色々大変探しましたが、この①の下に赤い布切れがぶらかった、道路として見えますが、これ県道です。それから上に、ちょっと上の左のほうで路肩っていかすぐ見えるのが、これ市道西線かね？

事 務 局 猪野々西線です。

委員 (5番) その間で、あのう、もう、枇杷の木とか色々こういう状態になっておりまして、もちろん非農地であることは間違いないと思いますし、他の資料9-1で②、③については、もう周囲が全部杉林になっておりまして、ここらであろうということで探しました。地主も、[REDACTED]さんも、親父さんが建設関係やってきたもんで、方々で買っておったようですが、その[REDACTED]さんも充分、土地がここであるという

ことが分かっておりませんで、だいたいこちら辺であろうということで、私としてはもう非農地であるということを認めて賛同しました。以上です。

議 長 すみません、あと小松委員さん。

委員(15番) はい、ええと、先程の土捨て場の件に関連して、同じ[]さんという方ですけれども、買ったときのもう一段前に落ちた所に[]さんの土地があるわけで、ここはもう買い上げの対象にならったわけやと思いますけど、1 段低い関係で、まあそれも山になったということです。

議 長 はい、わかりました。現場に行ったらね、道から見たらすぐに分かりますが、竹やぶになっている所までが今度の残土捨て場になる所です。竹やぶから向こうに、まだ杉田ダムのダム湖にいく間にこういう所が残ってますけれども、そこは残土場にならないということです。ええと、以上補足説明まで終わりましたので、ただ今より、第4号議案につきましての非農地証明の質疑を行いたいと思いますが、何かありませんかね。

—— 質 議 な し ——

議 長 格段ありませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。ええ、議案第4号、非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。
1番、貸人、[]、[]、借人、[]、
[]、[]、申請地は、土佐山田町須江字コロ坊1134番、地目は田、面積は3, 236㎡、外1筆計2筆で合計6, 400㎡、成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年7月4日、解約理由は、病気等で労力不足です。以上です。

議 長 はい、ええと、以上説明がありましたので、この点につきましては報告案件ですが、皆さん方よりご質問があれば受けたいたしますが。

委員(5番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員(5番) あのう、ページ12にありますけど、同じ方が契約するがですけど、これの整合性ってどう思います。解約理由は病気等で労力不足、ほいたらこれは他にこういう書き様がないということじゃおかね。

議 長 私も見ましたけれど、再設定で設定しちゃうがやね、まあ、他のところは作りゆうけど、この筆については、まあ、病気等の労力不足と書きちゃうけど、

私は生姜を作ちよったきよね、生姜の病気で作れないと書いたほうがいいんじゃないかなと思いましたけど。

委員（５番）　まあ、あえて自分も反対どうこういうがやないですけど、なんとか整合性がない思うて。

事務局　すみません、多分です。どちらかというと■■■■さんが、ちょっとまあ、亡くなられて最近、まあ、そのことを書いてしまったんじゃないかと■■■■さんが。そこまであの、通知なのであの、多分、どちらかというと■■■■さんが病気等ではなく、■■■■さんの方を間違って記載してしまったのではないかなと。

議長　それやったら、また逆に整合性が。貸主のほうで亡くなったきよね、バタバタしゅうという・・・。それやったら、労力不足という書き方が。

委員（５番）　諸般の事情によりとか。

議長　そう。

事務局　諸般の事情によるが、まじやないろうかね。ちょっと、うちの方でこれ検討させて下さい。

議長　まあ、検討させてもらいます。まあ、労力不足という、病気等の労力不足というのは、ちょっとまあおかしいやなかと、私も思いましたので。

委員（５番）　他によろしく気が付かんけど、ここだけは気が付いたもので。

議長　まあ、それでですね、まああのう、解約の理由については若干また検討いただきます。
なお、この案件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせていただきますが、ご異議ありませんか。

—— 異 議 な し ——

議長　はい、それでは続きまして、議案第６号、農地法第４条届出について、これも報告ですが、よろしくお願いいたします。

事務局　報告第６号、農地法第４条届出報告について説明します。
１番、申請者、■■■■、■■■■、申請所在地は土佐山田町西本町５丁目６１番、地目は畑、面積は１４５㎡です。転用目的は店舗、コンビニエンスストア、建築延面積は１４５㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は１１、調査員は事務局西村です。以上です。

議長　はい、以上説明終わりました。皆さん方より何かご質問があれば受けたいと思いますが。
これは、建築はもう進んでいます、それはかまんがやね。事前着工でかまん。

事務局　はい、届出した時点で。

議長　市外化区域やき。ええと、すみません、何かご質問ありませんか。

—— 質 問 な し ——

議長 ええ、格段なければ、報告案件ですので報告とさせていただきますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、それでは続きまして、また、同じく報告案件ですが、議案第7号、農地法第5条による届出報告についての説明をお願いします。

事務局 はい、報告第7号、農地法第5条届出報告について説明します。

1番、受付日、平成28年6月20日、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町楠目字大ツカ西723番1、地目は畑、面積は1,012㎡、外2筆計3筆で合計2,066㎡、転用目的は宅地分譲、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は必要です。資料は12で、調査員は事務局西村です。

2番、受付日、平成28年7月15日、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町宝町3丁目50番、地目は畑、面積は287㎡、転用目的は軽量鉄骨造平屋建住宅、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は100㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は13で、調査員は事務局西村です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、報告案件ですが、この件につきまして、皆さん方にご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。
双方とも市街化区域の中の転用です。格段ありませんか。

—— 質 議 な し ——

議長 ないようですので、報告のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第8号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、この説明をお願いをいたします。

事務局 はい、諮問第8号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。まず、ページ9の所有権移転の分について説明いたします。

1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町楠目字前行4120番、地目は田、面積は954㎡、譲受人の経営面積は9,700㎡、権利区分は所有権移転売買、支払方法は口座振替、対価は1,716,540円、資料は14で、農地流動化事業による所有権移転となります。

続きまして、ページ10の貸借分について説明します。

1番、貸付人、
、借受人、
大岸 房子、借受人、
、申請地は土佐山田町宮ノ口字サイダ1009番1、地目は田、面積は214㎡、外4筆計5筆で合計2,289㎡、借受人の経営面積は3,319㎡、作物は青ネギ、水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成31年8月4日の3年で、10a当りの借賃は2,621円で全体で6,000円、資料は15で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

2番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町字浜道ノ西990番、地目は田、

面積は2,846㎡、借受人の経営面積は40,525㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年9月1日から平成33年12月31日の5年4ヶ月で、10a当りの借賃は16,865円で48,000円、資料は16で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

3番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町浜道ノ東753番、地目は田、面積は5,808㎡、借受人の経営面積は40,525㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日の5年で、10a当りの借賃は18,595円で108,000円、資料は17で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

4番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字浜道ノ西781番2、地目は田、面積は2,975㎡、借受人の経営面積は40,525㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年9月1日から平成33年12月31日の5年4ヶ月で、10a当りの借賃は18,151円で54,000円、資料は18で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

5番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字浜道ノ西803番、地目は田、面積は4,566㎡、借受人の経営面積は40,525㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年9月1日から平成33年12月31日の5年4ヶ月で、10a当りの借賃は15,768円で72,000円、資料は19で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

6番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字ハツタ73番1、地目は田、面積は1,183㎡、外2筆計3筆で合計3,720㎡、借受人の経営面積は519㎡、作物は米、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年9月30日の5年2ヶ月で、資料は20です。

7番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字三ツ又1062番1、地目は田、面積は4,223㎡の内3,923㎡、借受人の経営面積は4,180㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年2月28日の4年7ヶ月で、10a当りの借賃は22,941円で90,000円、資料は21です。

8番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町町田字西ノ中621番、地目は田、面積は763㎡、借受人の経営面積は40,476㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成38年8月4日の10年で、10a当りの借賃は7,863円で6,000円で、資料は22、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

9番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字善右エ門古ヤシキ696番、地目は畑、面積は1,808㎡、外3筆計4筆で合計5,280㎡、借受人の経営面積は2,359.69㎡、作物は青ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年8月4日の5年で、10a当りの借賃は7,575円で全体で40,000円、資料は23です。

10番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町林田字出口ノ前1020番1、地目は田、面積は1,017㎡、外1筆計2

筆で合計1,559㎡、借受人の経営面積は12,645.91㎡、作物はネギ、ブロッコリー、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年8月4日の5年で、10a当りの借賃は11,545円で全体で18,000円、資料は24で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

11番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字六反田1105番、地目は田、面積は175㎡、外1筆計2筆で合計908㎡、借受人の経営面積は3,319㎡、作物は稲、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成30年12月31日の2年5ヶ月で、10a当りの借賃は6,607円で全体で6,000円、資料は25で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

12番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町須江字宮坂1140番、地目は田、面積は3,287㎡、借受人の経営面積は15,892㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年8月7日から平成29年8月6日の1年で、10a当りの借賃は60,237円で全体で198,000円、資料は26です。

13番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐野字下ヨシムラ丸1281番、地目は田、面積は1,690㎡、外1筆計2筆で合計5,806㎡、借受人の経営面積は15,892㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年8月7日から平成29年8月6日の1年で、10a当りの借賃は48,225円で全体で280,000円、資料は27です。

14番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字中井ノ北2165番1、地目は田、面積は2,791㎡の内2,291㎡、外6筆計7筆で合計8,490㎡、借受人の経営面積は6,455㎡、作物はスダックス、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年8月4日の5年で、資料は28です。

15番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字メウカイ4141番、地目は田、面積は2,164㎡、借受人の経営面積は14723.66㎡、作物はネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年8月4日の5年で、10a当りの借賃は6,931円で15,000円、資料は29です。

16番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町久次字的ノ窪563番、地目は田、面積は1,205㎡、外2筆計3筆で合計2,937㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成48年8月4日の20年で、10a当りの借賃は44,262円で全体で130,000円、資料は30です。

17番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町岩積字松ノ本452番、地目は田、面積は1,720㎡、外1筆計2筆で合計3,439㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成31年8月4日の3年で、10a当りの借賃は58,156円で全体で200,000円、資料は31です。

18番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町菰生野字ツボイ73番、地目

は田、面積は949㎡、借受人の経営面積は8,975㎡、作物は大葉、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成31年8月4日の3年で、10a当りの借賃は50,579円で48,000円、資料は32で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

19番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町永野字シデノ久保1719番、地目は田、面積は413㎡、外6筆計7筆で合計2,556㎡、借受人の経営面積は3,507㎡、作物は水稻、生姜、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成32年12月31日の4年5ヶ月で、資料は33です。

20番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字サデバ618番、地目は田、面積は892㎡、借受人の経営面積は23,448.91㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成33年8月4日の5年で、10a当りの借賃は13,452円で12,000円、資料は34で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたが、番号3番にですね、[REDACTED]君と、[REDACTED]君が親子関係ですので、[REDACTED]君に退席を頂いて番号3番のみを先に採決したいと思いますので、よろしくお願いします。

委員(9番)

西村君、これ説明しちよって、6月に。

事務局

はい。

—— 関係委員退席 ——

議 長

ええと、すみません。補足説明を西村君。

事務局

はい、この案件につきましては、6月の委員会に議案で出ておって、採決もいただいていたんですが、その後ですね、調べておるとですね、[REDACTED]さんが農業委員会の3日前に亡くなられてまして、そのことが農業委員会後に判明しまして無効という事で再度提出されております。

議 長

以上、補足説明があったようにですね、6月に採決をいただきましたけれども、実は委員会前に[REDACTED]さん、その方が亡くなっておるということになりましたんで、再度、相続人の方の名前でですねこの申請をやり直したいという事で、ご理解いただきたいと思います。何かご質問ありませんか。

—— 質 議 な し ——

議 長

格段なければ採決に入ります。賛成の方挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

全員賛成です、ありがとうございます。

—— 関係委員着席 ——

議 長

ええと、その他の件についてですね、皆さん方よりご質問を受けたいと思います

すが、何か質問ありませんかね。

ええと、すみません。この■■■さん19番の、この何回か前に、裁判に勝って
どうのこうのという事で、3条申請で許可をしたと思いますが、この土地につい
ては3条申請に対象にはなっていないがやね。貸した土地。

事務局

はい。この土地については。

議長

いやいやいや、もしなっちゃったら、3条で買い取った場合には、3年間はで
すね自分で作らないかんいうことになってますので、それはいかんがやけど。は
い、わかりました。ええと、他に何か皆さん方でご質問ありませんかね。

ほんで、森安さんが言いよったのが、12ページの12番、13番に出てくる
がです。

委員(5番)

解約通知っていうけど、面積によったら何とか、作れりゃ作ってもろうちゃっ
た方が。

議長

まあ、そうやね。

委員(10番)

84歳。

議長

ええと、何かご質問はありませんか。

ええと、西岡君すまんけんど、ええと、■■■さんは■■■さんと■■■さんは親子
関係。

委員(12番)

親子関係です。

議長

別々に分けて借りて、作る人は。

委員(12番)

実際は、■■■さんがやりゆうがです。

議長

これはなんでこういう風にするがやろうね。

委員(12番)

そこはちょっと分らんけど。

議長

この、■■■さんゆうがは家でやりゆう。

委員(12番)

親父さんの自動車の整備工場の事務を一緒にやりゆう。

議長

ええと、何かご質問ないですかね。

—— 質 議 な し ——

議長

格段なければ、採決に入りたいと思いますが。ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議長

それでは、議案第8号、香美市農用地利用集積計画についての諮問でありま
すが、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。

ええと、続きまして、議案第9号、使用貸借終了農地返還通知についての報告であります、この説明をお願いしたいと思います。

事務局

報告第9号、使用貸借終了農地返還通知について説明します。

1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町字中井ノ北2165番1、地目は田、面積は2,291㎡、外7筆計8筆で合計9,032㎡、返還理由はその他、借人の要望で、終了年月日は平成23年1月1日です。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、この件についてはですね、報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいですが。

事務局

報告第9号に終了年月日が23年となっておりますけど、この使用貸借の終了てのはまあ、通知の義務がなくてですね、そのまま終わる方もいますが、この方はですね次にちょっと貸したい、利用権貸したい、いうことで正式に解約をしてもらって設定をさせていただいてます。

議長

何かけんど必要性があるが、こういうことをしなくてはならないという。

事務局

農地法的にはないですけど、貸借が重なりといけないので解約で。

議長

[REDACTED]さん、親子よね。

事務局

はい。

議長

年金の絡みとか、そういうこともあるが。それははないが。

事務局

それはあると思う。

議長

でも、もう年金だいぶもろうちゅう。

委員(14番)

ひとつその今さっきの[REDACTED]さんのやつでよね、解約のところでは8筆ありますわね、上の貸付のやつでは7筆ですわね。1筆はほしたら貸してないという事ですわね。

議長

[REDACTED]さんにそれは貸してないということで。

ええ、この件につきましては、報告ですので報告とさせていただきますが、その他の件の中でですね、貸したい、買いたい、売りたい、借りたい、というのは出てきてませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、その他の件につきまして、私、最初の挨拶の時にも、農業新聞の購読についてのですね、お願いをせないかんというような事で皆さんに説明をさせていただきましたが、実は今年、中四国の農業委員の女性部の大会がですね、高知県の持ち回りで、高知県で11月の25、26にあります。香美市にも女性の委員が出てきていただいております。実は今日は愛媛県のほうに出張がありまして、今日は出席できないという事で欠席しておりますが、そんな関係もありましてですね、高知県には持ち回りでやるという事で、経費的なことも負担になるであろうかということで、農業新聞社からのほうからのですね、新聞の購読10部いただいたらですね、2万円のそういうどういいますか、女性の方の大会に対しての補助いう事で2万円されております。それでですね、そこで10部お願いをできればですね、2万円の補助がおりてくるわけですので、先般、東京のほうの全国農業新聞の会社のほうの女性の職員の方が、県の農業会議の吉良君と一緒に香美市の農業委員会に出てきましてですね、そういう説明があり、また、うちの方も制

度が変わった一番最初で、委員さんの数も激減して、また、辞められた委員さんについては購読をしてないという風な事で、随分減ってますというような報告をさせて頂きました、私のほうから。まあ、ただ新しい委員さん、そして新しく設けられた推進委員さんには、農業委員と言うものはまた推進委員というものは、どういう仕事をしたらいいか、まあよく分からないという風なことを事務局のほうに問い合わせがあるわけですが、新聞を見ていただいたらですね、まあ、ある程度そういうことについても出ておるんで、是非参考にさせていただいてですね、新聞を購読してほしいというふうな事であったがです。私のほうからですね、強制的にどうのこうのいうわけにはいきませんが、是非ともそういうところのご理解をさせていただいて10部以上の購読をいただきますと、2万円の補助金がいただけますので、ひとつ皆さん方にご理解いただきたいという風に思います。ひとつ、すみませんが、よろしくお願いします。

ええと、局長のほうからすみません、ちょっと皆さん方に。

事務局

皆様方にですね、お願いがございます。と言いますか、4月にですね、体制が変わってからこちらになりますけど、若干あの、現地であの、農業者の方へのお話の中でですね、若干苦情のような形で相談をいただく場合がございます。それで、うちの方で検討をしました結果ですね、あの、現地のほうで農業委員さんもしくは推進委員さんが農業者の方に、例えば指導のような形で行かれる場合、その場合につきましては事務局へ必ず一旦連絡をしていただいて、今、どういう風な書類が出てきておるとか、そういう風な中身についてですね、出てきておる場合がありますので、若干その辺も確認をして頂いたうえで、なおかつ、可能であればですが、うちの事務局が大概おりますので行けると思いますが、あの、言うた言わんていうことが結構できますので、2名以上で必ず行く様な形をですね、とって頂けるようにお願いいたします。これ結構、市役所の職員なんかでも一人で行くっていうのは極力避けておりますので、どうしても2名以上で対応をさせていただくという、特にこういうあの現地からのこういう苦情等の対応につきましては、トラブルになる恐れが非常にありますので、そういう場合には2名以上で対応をして頂くように。で、農業委員さん、推進委員さん、もしくはそのどちらかの方が行けない場合は事務局の職員が同行させて頂きますので、事務局のほうもしくは支所のほうへ必ずご連絡をいただいて現地のほうへ対応をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

その他の件

- ・議案書の申請人氏名の外字表記についての質問
- ・農業委員会開催場所についての事務連絡（事務局西村）

事務局

9月は1日で、香北町の保健福祉センターで行います。

議長

はい、ええと、以上で本日の会は、与えられました案件については以上ですが、皆さん方からご意見はありませんか。ええと、他に何かありませんかね。

—— 質 議 な し ——

議長

無いようですので本日の会はですね、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

閉 会（14時45分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心一 

署

名

人

村田 正博 

署

名

人

泉 石 和 齋 

()

()